

第5期第3回 横浜市市民協働推進委員会 会議録	
日 時	令和3年12月24日（金）午前10時00分から11時42分まで
開催場所	横浜市市民協働推進センター スペースA B
出席者	鈴木伸治委員長、池田誠司委員、伊吾田善行委員、大塚朋子委員、岸本伴恵委員、後藤智香子委員、竹原和泉委員
欠席者	林重克委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>審議事項</p> <p>ア よこはま夢ファンド団体登録の抹消について【非公開】</p> <p>イ よこはま夢ファンド助成金交付審査結果について【非公開】</p> <p>ウ 市民協働推進センターについて【非公開】</p> <p>報告事項</p> <p>ア よこはま夢ファンド登録団体の決定について</p> <p>イ 市民活動支援センター事業展開ガイドラインの改訂について</p>
議 事	<p>開 会</p> <p>（鈴木委員長）皆様、本日はご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。これより第5期第3回横浜市市民協働推進委員会を開会いたします。</p> <p>まず初めに、前回ご欠席された岸本委員に一言ご挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>（岸本委員）改めまして皆様、おはようございます。私事でずっと欠席してございまして大変恐縮でございます。</p> <p>私の前職はみなとみらいの富士通エフサスのフューチャーセンターでございまして、ずっと横浜市様と共創の取組について一緒にやらせていただいております。私の所属している会社の説明をさせていただきます。弊社のモットーは“Change People, Change Business, Change Japan”ということで、とにかく人に寄り添って人を変えることから産業構造を含むビジネスの構造を変えて日本を元気にしよう、そんなコンセプトで活動している会社です。今回もご縁あってこの委員をさせていただいております、どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。</p> <p>（鈴木委員長）ありがとうございました。</p> <p>本日の出席状況ですが、7人の出席で過半数の出席がありますので、市民協働条例施行規則第8条第2項の規定による充足数を満たしており、委員会が成立していることを確認いたします。</p> <p>つきましては、委員会の開催に当たり、市民局の石内局長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>（石内局長）おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>前回、委員の皆様には、各区の市民活動支援センターの事業展開ガイドラインの</p>

改訂についてご意見を頂戴しました。今の市民活動支援センターが抱えているいろいろな課題、例えば地域ケアプラザや各区の社会福祉協議会とのネットワークづくり、あるいは区役所の地域力推進担当との連携不足、何よりも、各区の市民活動支援センターを支えているスタッフ、人材のスキルの確保向上に関して厳しいご指摘も頂きました。市民局としても各区の市民活動支援センターについては、昨年6月にオープンしました市の市民協働推進センターのブランチとして、その各区の中間支援組織の核としていきたいのですが、委員の皆様からいろいろご意見・ご指摘がありましたように、その機能を強化させていくことが今後の施策展開の中で一番大事と考えております。今日の議題の中でもよこはま夢ファンドのご審議のほか、引き続きこの市民活動支援センター事業に係るガイドラインの改訂のこと、それから、横浜市市民協働推進センターの運営についても議題とさせていただいております。委員の先生方から忌憚のないご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(鈴木委員長) ありがとうございます。それでは、お手元の次第に従いまして議事を進行してまいります。

前回会議録の確認

(鈴木委員長) 初めに、前回の会議録の確認をいたします。事務局から報告をお願いいたします。

(事務局) 10月15日に行われました第2回の委員会が行われまして、そちらの会議録を確認させていただきます。

当日は7名のご出席でございました。審議事項は4項目ございまして、特定非営利活動法人の条例指定について、及びよこはま夢ファンドに関する諸事項3項目、合計4項目のご審議をいただきました。あわせて報告事項としまして、市民活動支援センター事業展開ガイドラインの改訂につきましても熱心にご議論いただきました。よこはま夢ファンド登録団体の決定、市民協働条例に基づく市民協働の取組状況報告書についてもご報告させていただきました。その他、令和3年度の市民協働推進センター事業部会の内容についてのご確認、令和3年度の市民活動・地域活動支援制度ガイドについてもご確認いただいております。

会議録そのものを事前に委員の皆様にもお送りさせていただいております。修正事項を踏まえたものを今回確定とさせていただきたく思います。

(鈴木委員長) ありがとうございます。ただいまご報告いただきました前回の会議録について、何かご質問・ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

(鈴木委員長) ありがとうございます。これでよろしければ、前回の会議録についてはご確認いただいたということにさせていただきます。

議 題

(1) 審議事項

(鈴木委員長) それでは、審議事項から始めたいと思います。議題に移りますが、審議事項ア、イ、ウについては、一般に公開する前に委員会において公開で審議しますと公平性に欠けるおそれがありますので、これらの議題については非公開とさせていただきますとありますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

(鈴木委員長) ご了解いただきましてありがとうございます。では、ご了承いただきましたので、この議題については非公開とさせていただきます。大変恐れ入りますが、傍聴者の皆様はご退席をお願いします。いらっしゃいますか。

(事務局) 本日、傍聴者はおりません。

(鈴木委員長) 了解です。それでは、事務局の方、シャッターを下ろしてください。

《これより非公開議題のため会議録の公開はありません》

(2) 報告事項

(鈴木委員長) それでは、これより報告事項に移ります。後ほど総括する形でご意見を求めますので、何か補足がありましたらよろしくをお願いします。報告事項は公開になりますので、事務局の方はシャッターを開けていただければと思います。

ア よこはま夢ファンド登録団体の決定について

(鈴木委員長) これより報告事項に移ります。報告事項ア、よこはま夢ファンド登録団体の決定について、こちらのご説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、ご説明させていただきます。お手元にごございます資料3をご覧ください。よこはま夢ファンドの団体登録につきましては、横浜市で団体登録要綱の要件に照らして審査を行い、登録団体を決定した結果を部会及び推進委員会にご報告しております。前回の推進委員会で報告した後に登録申請があった団体は、資料4にある3団体でございます。これらの団体については、横浜市でよこはま夢ファンド団体登録要綱に基づき審査した結果、3団体とも登録となっております。なお、この団体の一覧につきましてはホームページ等で公表しているところです。ご説明は以上になります。

(鈴木委員長) それでは、何かご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、このア、よこはま夢ファンド登録団体の決定についてはご了承いただいたということで次に移りたいと思います。

イ 市民活動支援センター事業展開ガイドラインの改訂について

(鈴木委員長) 報告事項イの市民活動支援センター事業展開ガイドラインの改訂について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、続けてご説明させていただきます。お手元にごございます資料5-1あるいはスクリーンをご覧ください。ページ変わって「1、本日のねらい」になります。前回の委員会でもご報告させていただきましたとおり、現在、各市民活動支援センターの運営・事業の全体的な方向性を示す「市民活動支援センター事業展開ガイドライン」の改訂を進めております。前回の委員会では、その趣旨、ポイント等の概要と素案を報告させていただきました。今回は、その際、委員会の皆様から頂きましたご意見へのご回答、ご対応についてご説明させていただきます。

3ページをお願いします。「2、改訂の背景」です。前回の説明内容になりますが、昨年度の横浜市市民協働推進センターの開設等、支援センターを取り巻く状況の変化に伴い、その求められる機能も変化していることから、全体的な見直しを行うこととしました。

4ページをお願いします。「3、改訂のポイント」になります。こちらも前回ご説明させていただきましたが、大きく「中間支援組織としてのあり方の見直し」、2つ目、「市民協働推進センターの開設に伴う役割分担の明確化」、3つ目、「DXの活用の提示」の3点をポイントとして改訂を進めております。

では、ここから前回委員会で頂きましたご意見と、そのご意見へのご回答、ご対応について、今お伝えしました改訂のポイントごとにご説明させていただきます。スライド上部の青線の囲みが改訂のポイントになりまして、下段左側が委員会で頂きましたご意見、その右側にご回答・ご対応について記載しております。また、改訂案の内容にも触れますので、改訂案をご確認できるようご用意いただければと思います。また、改訂案の中で、前回からの追記・修正部分につきましては赤字及び下線を付けておりますのでご承知おきください。

では、まず「その1」としまして、1つ目の改訂ポイント「中間支援組織としてのあり方の見直し」中の、地域の様々な主体の連携・協働した取組に向けたコーディネート機能の充実等についてになります。ご意見としまして、支援センター職員の人材育成や姿勢について頂きました。こちらにつきまして、改訂案のページ15、「支援センター職員に求められる業務知識・実務能力」の項目に、市民に最も身近な存在として信頼されること、相談者の学びや活動のステップを考えながら、市民と市民の活動を支援できること、また、市民活動や地域活動についての知識が求められている旨を追記いたしました。

次のページです。同じく改訂ポイント「中間支援組織としてのあり方の見直し」

中の、区地域力推進担当との情報共有・連携の推進についてです。ご意見として、支援センターと区地域力推進担当の連携が重要、必要とのご意見を頂きました。こちらにつきまして、改訂案ページ12の、「地域力推進担当との連携」の項目で、地域力推進担当が地域支援の区役所の取りまとめ役であること、支援センターとおのこの強みを生かし、連携することで相乗効果が期待されることを記載しております。また、そちらの後半には、具体的な連携の事例を提示して、その促進を図っております。

次のページ、その3、市民協働推進センターの開設に伴う役割分担の明確化についてです。こちらはページを分けて2つのご意見に答えさせてもらっています。1つ目のご意見としまして、支援センターは出会いの場や気づきの場、学び合いの場をつくることと、それを市民活動に展開させていくという役目を担っているというご意見につきまして、改訂案ページ12の、「市民公益活動と生涯学習」の項目で、両者の活動が活発化するに従って連動した動きを持っていくこと、また、学習活動のグループが市民活動団体へ展開する際の支援や、市民活動団体での学びの支援など、両者の相乗効果を意識し、学びと活動を一体的に支援することが大切である旨の記載をしております。

続きまして、同じ改訂ポイントへの別のご意見です。市民協働推進センターの各区市民活動支援センターに対する役割についてご意見を頂いております。こちらにつきましては、市民協働推進センターとしては伴走体制、センター機能、双方とも大事な役割であると考えております。また、改訂案ページ21の「第3章、横浜市市民協働推進センターとの連携・支援」の中で、支援センターへの支援として、各区の実情に合わせた伴走支援、センター間の情報共有・交流促進、支援センターで受けた団体支援、協働に関する相談へのサポート等を提示させていただいております。

次にその5、改訂ポイント、「DXの活用の提示」についてになります。DXを活用し情報共有の仕組みをつくることを強調してはというご意見を頂きました。こちらにつきまして、改訂案ページ19、「DXを活用した運営について」の項目で、デジタル技術が社会全体に浸透している現状を踏まえ、運営業務のシステム化や情報共有のプラットフォームの提供等による市民サービスの向上という形で、情報共有のプラットフォームの提供を追記しております。

最後にその6としまして、改訂ポイントではないのですが、改訂案の中の、支援センターと地域との関係を表した概念図についてです。意見とその回答は次ページになります。まず上段ですが概念図を見るに当たってほかの施設、組織にもそれぞれ中心とした概念図があり、それを相互理解する必要があるとのご意見を頂きました。こちらにつきましては、改訂案ページ5の、「各市民活動支援センターと地域との関係」、概念図の提示部分に、地域のそれぞれの主体が中心となった概念図の存在を意識した働きかけが大切である旨を追記させていただきました。また、下段の施

設間連携会議についてのご意見につきましては、改訂案のページ9、「施設間のネットワーク構築」の項目に、情報共有会議等の実施時に、ほかの区役所関係部署の職員の参加を促すことが会議の充実化に有効である旨を追記させていただいております。

スライドの説明は以上になります。なお、このスライドで取り上げたものは主なご意見となっておりますので、他にもいただきましたご意見とご回答一覧を添付資料1として、また、ご意見とは別に事務局で行いました修正箇所一覧を添付資料2としてご提供していますので、そちらもご覧いただければと思います。

長くなりましたが、説明は以上になります。今回の修正箇所に限らず、ガイドラインの内容につきまして再度ご意見を頂ければと思いますので、よろしくお願いたします。

(鈴木委員長) ご説明ありがとうございます。ただいまの説明に対して何かご質問・ご意見等あればお願いたします。後藤委員、お願します。

(後藤委員) ご説明ありがとうございます。1つだけあるのですが、この概念図の中で、先ほど議論になった横浜市の市民協働推進センターが入っていないように思えるのですが、それは大丈夫なのかどうかというところを教えていただければと思います。

(事務局) こちらの概念図に関しては基本的に区の中の役割という形で考えていまして、市民協働推進センターを加えるとしたら下側から真ん中の支援センターのほうに支援・連携という矢印が入るのかなと思っております。市民協働推進センターさんは支援センター以外の団体さんなどと直接関わることもあり、少し複雑になるのでこちらのほうでは省いているとお考えいただければと思います。

(後藤委員) 分かりました。ありがとうございます。

(鈴木委員長) そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。伊吾田委員、お願します。

(伊吾田委員) 今の後藤委員からのご意見で、先ほどランチというお話もあったのですが、その意識が私自身まだなくて、多分、今年度決まったことなのかもしれませんが、支援センターの意識を醸成していくためにも何かもう一つ、この前のページなりに位置関係なり横浜市としての概念図みたいなものがあればですけども、持ってきたほうが支援センターも意識するのかなと。ほかの人材育成や各種研修、受講のモチベーションとかにも影響してくるのかなと思いました。以上です。

(石内局長) 後藤委員、伊吾田委員、ありがとうございます。そうですね、市民協働推進センター自体の概念図も同じようなものがあるので、それをまた載せてしまうと複雑になるので、うまく市民協働推進センターの関連が分かるように、少し工夫させていただいて直すようにします。

(伊吾田委員) よろしくお願します。結構複雑というかファクターが多いので難しいかと思いますが。

(事務局) 何がしか分かるようなものは用意します。市民協働推進センターとの関連のところで書かせていただくなどの方法もあると思いますので、検討させていただきます。

(伊吾田委員) よろしくお願ひいたします。

(鈴木委員長) 大塚委員、お願ひします。

(大塚委員) 前回のいろいろな意見をこんなふうの一つ一つ丁寧に反映いただいたんだなと思っております。ご報告ありがとうございます。今の概念図のところでお話があったとおり、前提となる全体像というところでは、もしかしたらそれぞれ自分のセンターとか自分の機関が真ん中の概念図ではなくて、真ん中が市民だったり人なのかなと。福祉の地域包括ケアの概念もそこに人が来ると思うので、区民にとって、市民にとってなのか、市民活動団体にとってなのかというところで、お互いの位置関係が確認できるようなものが1個あって、その中の詳細にこういったものが出てくるのかなと思っていますので、ご参考までに。

あとは、ガイドラインとか追加点を拝見していると、スタッフに求められる意識とか力量とかスキルがとても多いんだなと感じたときに、なってからそういったスタッフを育成していく部分と、恐らくもともとのご経験とか意識のある方が採用されるような仕組みと両方必要になってくるのかなと思ったときに、人材の確保は、私たちがそうですけど市民団体ですら難しいところで、センターもその難しさはあると思います。身近な地域の住民の方がセンターで働くことで意識が変わっていく過程も一つだと思いますが、その点ではセンターそれぞれの人材を採用するときの基準とか持ち方まではなかなか統一というのは難しいかもしれませんが、そのあたりのバランスとといいますか、分かる範囲で教えていただければと思います。

(事務局) こちらは事業展開のガイドラインですので、採用まで記載はしていません。採用につきましては、各区にこういった人材が必要ということでお願ひしているところではあります。実際のところ、委託の事業者と直営とございます。直営の場合は区役所で採用します。委託の場合は委託の受託者が採用するという流れになりますので、こちらとしてはこういった人材が必要ということで区と、受託者に伝えていただくようにお伝えしたいと思います。

(大塚委員) ありがとうございます。

(石内局長) 市民協働推進センターのほうは人材ももともとそろっていますし、並行して育成もやっています。各区の市民活動支援センターについては、人材育成の面で課題を抱えているところが多いので、今、大塚委員がおっしゃったように未経験者を採用してくるとか人を育てるとかいろいろなことを考えていかなければいけないのですが、そこは本当に一番、市民局も各区も悩んでいるところです。具体的にこういうふうにしたらいいのではないかなというのがあれば、また個別にアイデアを頂戴できればありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(鈴木委員長) よろしいですか。では、先に池田委員が手を挙げていたので。

(池田委員) 関連して、直営と民間委託で基本的には同じ目的とか役割を持っていると思いますが、民間だとやはりその団体が持っている特性みたいなもの、得意分野みたいなものがあると思うので、何かそういうところが生かされる機会があるのかどうかお聞きしたいのですが。

(事務局) 民間委託の受託団体は、NPO法人だったり、地域の施設協会だったり、あと国際交流ラウンジの受託者が併せて受託している区もありますので、そういったことから、NPO団体が受託すれば市民活動支援に強いところがありますし、地域の施設協会などが受託された場合は地域の施設との連携が強くなったりするなどあるのかと思います。今度、栄区で新しく受託した団体は複合化されている地域ケアプラザの受託者でもありますので、そういった意味では地域ケアプラザと市民活動支援センターとの連携が強化されるような動きも見られると思っております。

(池田委員) ありがとうございます。

(鈴木委員長) 竹原委員、お願いします。

(竹原委員) 2点申し上げたいと思います。その6の資料を拝見すると、地域力推進担当は今まで以上にクローズアップされていて、役割が強化されなければならないと思います。そのためにも今から、次の期を待たずに各区で市民活動支援センターとの密接な関係をつくるだけでなく、地域力推進担当も地域をコーディネートし、現場に足を運び、協働のまちづくりへの学びを深めない、足並みがそろわないのではないかと危惧しています。

それから情報提供ですが、近年、文部科学省が社会教育士という称号を創設しました。それは、社会教育の視点を持ってまちづくりや人材育成、ファシリテーションをすることによって活躍するフィールドが広がっていきます。従来、社会教育主事という資格は、任用されていなければ名乗れなかったのですが、社会教育士はNPO、地域施設、行政、企業の中にそういう人材が必要だという認識の下でできました。横浜でも多くの方が国の研修や大学の講座を受講しています。現場での実践と学びを重ねた人が横浜で活躍されること期待しています。

(事務局) ありがとうございます。地域力推進担当との連携につきましては、所管課とも話し合っただけでいきながら今後連携できるように、区のほうにも働きかけつつ、どういった連携がいいのかなど検討を進めていきます。

社会教育士につきましては、情報のご提供ありがとうございます。こちらはまたいずれかの機会に支援センターの担当者にもご提供したいと思っております。

(岸本委員) 既にガイドラインの中でDXに対する定義がきちんとされていたらしいのですが、弊社は特にDXをものすごく推進している会社なので、こういう場に来ると、活動を推進する主催者側は当たり前のようにDXという言葉を使うのですが、DXってデジタルトランスフォーメーションですけども、人によって受ける範囲とかレベル感が全く違うのです。なので、本当に現場で活動する人たちにその

定義が、私たちが思っている認識のレベルと、本当に活動している人たちのレベル感が違ってくるという課題があります。片仮名用語とかDXとかこういう言葉を使うときに、横浜市ではDXはこういう定義をしますという前提で活動を進めないで、多分、個人のギャップがものすごくあって、個々の認識でDXが動き出すことは非常に危険な書き方だなと思っています。もしできたら、横浜市としてのDXのあり方というのを明確に定義した上でDXという言葉を使っていただいて、詳細はここを見てくださいという書き方をされたほうが多分、市民の方が活動しやすいのかなというふうに思っています。これは自戒も含めて注意すべき点かなと思いますので、ぜひそうしていただけたらうれしいなと思います。

(石内局長) 貴重な鋭いご指摘ありがとうございます。DXは定義も必要ですし、やはり市レベル、区レベル、地域レベルで実際に取り組む内容も違ってくると思いますので、しっかり定義と、ある程度やはり具体的な取組内容みたいなのは分かりやすいように書いていきたいと思っています。

(事務局) 19ページに書いておりますが、この書き方で不足でしたらもう少し我々も検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(岸本委員) よく読んでいなくてすみません。

(事務局) 区役所担当職員とセンター職員向けなので外部の市民の皆さんが見ることを考えたものではありませんが、市の職員向けにあった記載に倣って書かせていただいております。

(鈴木委員長) 追加でコメントなのですが、ここでは市民活動支援センターの事業運営ガイドラインとして書かれている中にDXが入ってきていますけれども、一方で、センター機能を持つ市民協働推進センターとの役割分担の中にはあまりDXという言葉が使われていない気がするのですが、どうでしょう。情報何とかという項目はあるのですが。

(事務局) DXに関しては全体を網羅することで記載しておりますので、市民協働推進センターとの関係性で書いているわけではございません。そこも含めて進めていきたいと思っています。ただし、市民協働推進センターはDX化が先のほうに進んでいますので、そこと連携しながら各区の市民活動支援センターでDX化を進めていきたいと考えております。

(鈴木委員長) どちらかというところ、各区で頑張るよりも全体で頑張ったほうが効率的ではないかという気もするのです。運営レベルではそうなのですが、システム構築のときに各区でばらばらにやって指定管理の事業者が替わったときにまた一から再構築と。実際、コミュニティハウスとかそういったところではそういう問題も起こっていますよね。だから、そういうことを考えると、DXについてはやはり全体でちゃんと進めるべき部分というのものではないかと思って、そのところはちょっと疑問に思いました。

あと、地域力推進担当がぐっと前に出てきたというのはよいことではあると思う

のですが、区によって地域振興課と区政推進課の役割が微妙に違うところがないでしょうか。この2点についてお伺いできればと思います。

(事務局) ご質問ありがとうございます。前区政推進課長で地域力推進担当課長を兼務していた立場から少し具体的な事例をご紹介しますと思います。まず今、鈴木委員長からご指摘があったとおり、地域力推進担当は実は3パターンあります。専任の課長になっている区、地域振興課長が兼務している区、区政推進課長が兼務している区です。なぜそんなパターンがあるのかというと、その地域の特性に合わせて地域と向き合う体制を整えている、地域性を反映したというところかなという気はしております。

それともう一つ、今回のガイドラインで地域力推進と市民活動支援センターの連携を提示しておりますが、そのパートナーとなる市民活動支援センターもいろいろなパターンがございます。まず場所ですが、区役所内にある区、区役所外にある区、スタッフが区役所の職員である区、委託事業者が担っている区、それで所管が、ほとんどの区は地域振興課が支援センターの所管課になっているのですが、その所管課の中のラインを細かく見てみますと、地域振興課市民活動あるいは市民協働と名乗っているところ、生涯学習と名乗っているところ。大変バラエティーに富んだ状況になっております。このバラエティーに富んだ状況の中で、今回のガイドラインは目指す目標をお示ししました。具体的に何から始めるかというところは、まさにこれまでのそれぞれの区の活動実績であるとか活動状況を見ながら、コミュニケーションを取りながら何から具体的に一步を踏み出していきたいと思いますところとなっております。このガイドラインがまさに、各区の意思を統合し、目指す方向を示した基準のベースになってくるといふふうにご理解いただければ幸いです。

(石内局長) 今、岸本委員と鈴木委員長からDXの関係のご指摘があって、たしかに19ページにはデジタルトランスフォーメーションの定義が書いてあるのですが、書いてあることは、運営業務のシステム化や情報共有のプラットフォームの提供等による市民サービス向上や業務効率化と。運営業務のシステム化って何ぞやとか、情報共有のプラットフォームの提供等は何ぞやというのがなかなか分からないので、一つはもう少し分かりやすく書くというのと。鈴木委員長からあったように、これは区のガイドラインなので、区ごとにばらばらにシステム化とかプラットフォームをつくると、やはり業務が非効率化にもなりますので、それは市民協働推進センターのほうにも追記していく必要があるのではないかというご指摘ももつともだと思います。少し修正したいと思いますので、ご指摘ありがとうございます。

(鈴木委員長) では、岸本委員、お願いします。

(岸本委員) 今回はDXがすごく前面に出ているのですが、ちょっと前を振り返るとSDGsだったのです。SDGsは2030年まで続いていて、例えばインジケターを最後まで見ていただくと、市民の人がウェブサイトとかで情報を閲覧できる率

	<p>を上げるとかというのもSDGsのインジケータの中にと入っているのです。だから、そういう活動をきちんと連携してあげないと、SDGsはもうブームが終わり、今度はDXか、みたいな感じで、縦割りで何か活動のブームみたいにするのではなく、SDGsの中のインジケータまで読んでいただいて、これをやることによって横浜市はデジタルトランスフォーメーションも進めつつ、SDGsの成果も、ちゃんとKPIも上げるというような形の横連携のある活動にしていっていただかないと。多分、市民の人は、何かペットボトルが減ればSDGsで、今度はよく分からないけどデジタルトランスフォーメーションだっけさ、みたいな感じになるので、そこはちゃんとかみ砕いてあげてほしいなというふうに思います。ちょっと個人的な所感みたいになってすみません。</p> <p>(鈴木委員長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、その他ご意見がなければ以上とさせていただきます。</p> <p>これで全ての議題が終了いたしました。全体を通して何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(3) その他</p> <p>(鈴木委員長) それでは、最後にその他ですが、事務局から何かありますでしょうか。</p> <p>(事務局) 長時間にわたるご審議お疲れさまでございました。次回の委員会の日程を事務局よりご連絡させていただきます。次回の委員会は年明け3月22日火曜日午前10時、場所はこちらと同じスペースを予定しております。繰り返します。3月22日火曜日午前10時とさせていただきます。今年度最終の委員会となりますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。</p> <p>閉 会</p> <p>(鈴木委員長) 以上をもちまして全ての議事が終了いたしました。これにて第5期第3回市民協働推進委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1：よこはま夢ファンド団体登録の抹消について ・資料2：よこはま夢ファンド助成金交付審査結果について ・資料3：市民協働推進センターについて ・資料4：横浜夢ファンド登録団体の決定について ・資料5：市民活動支援センター事業展開ガイドラインの改訂について